

氷見市景観計画

氷見市景観条例

氷見らしい景観を

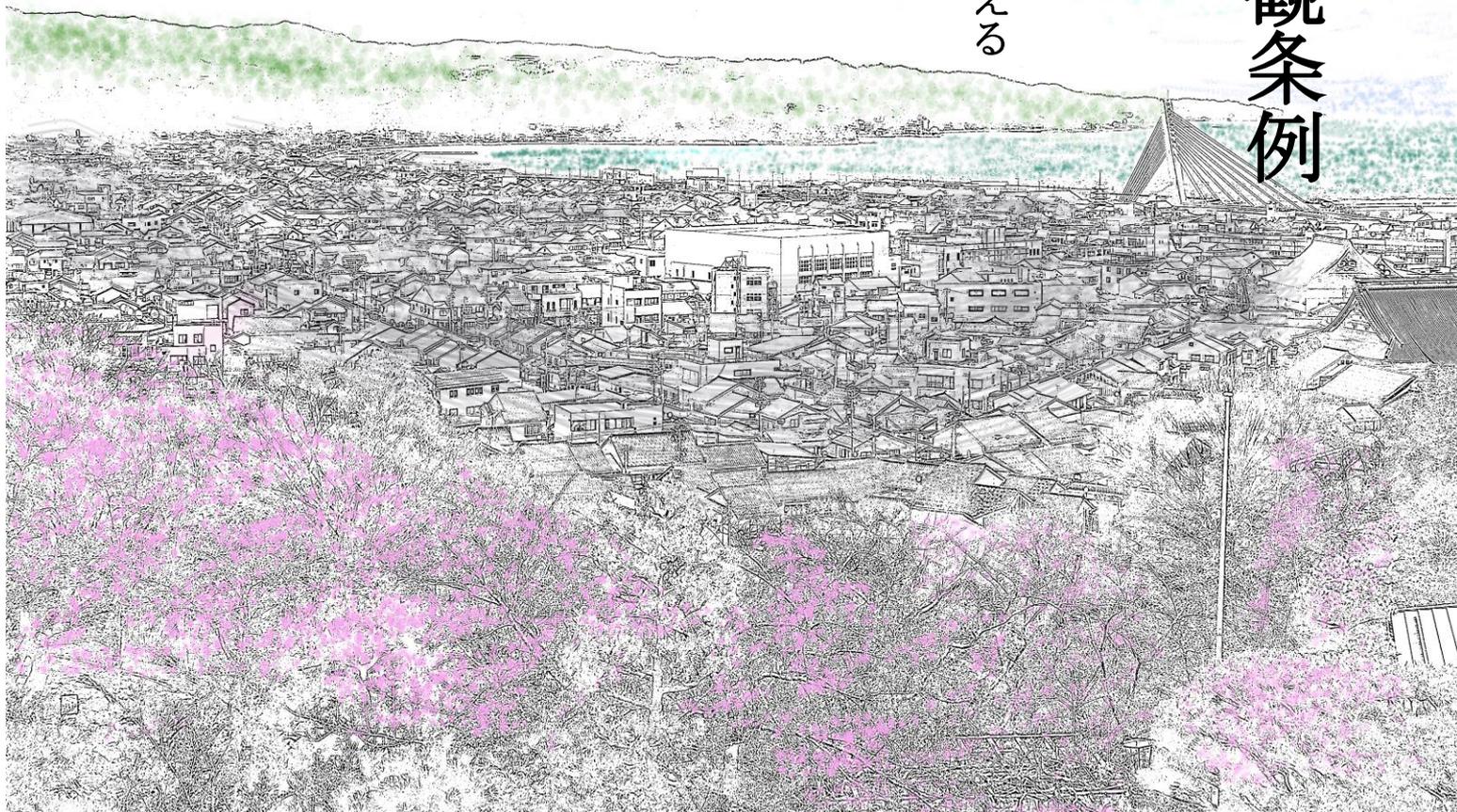
まもる

いかす

つくる

ととのえる

届出
開始



令和元年

10月1日

火

氷見市景観条例

対象区域：市内全域

届出開始

氷見市では、「みんなでつくる『山と海とが手を交わす』氷見らしい景観」を基本理念とした「氷見市景観基本計画」及び「氷見市景観計画」に基づき、良好な景観形成に取り組んでいるところです。

これまでは、富山県景観条例に基づいて景観に与える影響が大きい大規模な建築物や工作物の新築・改装等について届出が必要でしたが、10月1日からは市の景観条例に基づいて、これまでの届出に加えて、設置面積が50㎡を超える太陽光発電設備などを設置する場合に届出が必要となります。



問い合わせ先：氷見市建設部 都市計画課 都市政策担当

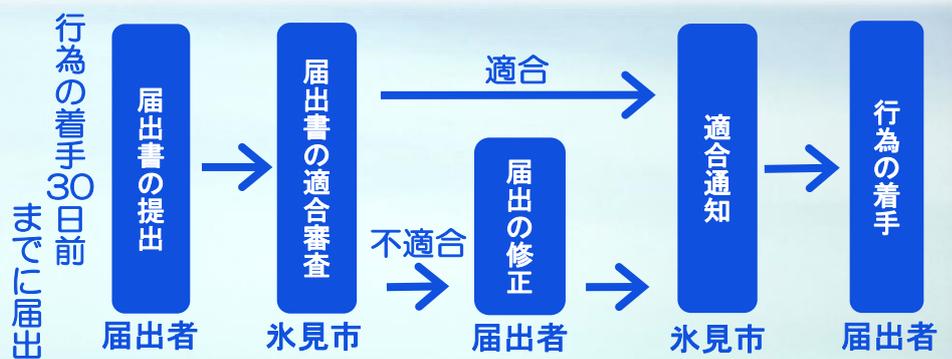
TEL 0766-74-8078 FAX 0766-74-8104 E-mail toshikeikaku@city.himi.lg.jp

【届出対象行為】※これまでの富山県景観条例に、太陽光発電設備が新たに加わります

行為の種類		届出が必要な行為の規模		
建築物等の新築・移転・増築・改築	建築物	・高さ20m超 又は 建築面積1,500㎡超 (増築又は改築に係る部分の建築面積が150㎡以下のものを除く。)		
	工作物	①煙突、排気塔その他これに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	・高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。)	
		⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・高さ30m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)	
		⑦垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	・高さ5m超、かつ長さ10m超	
		⑧観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	・高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。)	
		⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
		⑩自動車庫の用に供する立体的施設	・築造面積1,500㎡超 (増築又は改築に係る部分の築造面積が150㎡以下のものを除く。)	
		⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設		
		⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設		
		⑬太陽光発電設備その他これらに類する工作物	・設置面積50㎡超	
		建築物等の外観の変更		・届出対象行為に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更
		開発行為		・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超かつ長さ10m超の法面が生ずるもの
		土地の区画形質の変更(水面の埋立て及び干拓を含む)		・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超かつ長さ10m超の法面が生ずるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵		・行為の用に供される土地の面積3,000㎡超かつ集積又は貯蔵の高さ3m超		
鉱物の採掘又は土石の類の採取		・行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの		

【届出の流れ】

これまででは氷見市に届出をし、富山県景観条例に基づき富山県が審査をしておりましたが、10月1日からは氷見市に届出をし、氷見市景観条例に基づき氷見市が審査を行います。



条例に関する詳細は、氷見市都市計画課へ

TEL 0766-74-8078 FAX 0766-74-8104 E-mail toshikeikaku@city.himi.lg.jp

